

<b>弁護士講師の派遣</b>	介護支給量に関する法の判例の動向や分析などを当事者・支援者・地元弁護士向けなどご要望に合わせて、支給量問題に取り組む弁護士が講師を務め、助言します。 (地域の弁護士が参加することが条件です。地域的な重複・偏りがある場合は派遣できないことがあります)
<b>無料相談</b>	在宅生活のために支給量が足りない。けれど行政は冷たい。 交渉？再申請？変更申請？不服審査？仮の義務付け？訴訟？ どこから手を着ければ分かりません。詳しいスタッフが無料でお伺いします。
<b>申請代理業務</b>	支給申請や変更申請を代理人（弁護士）名義で行いますが肝心なのは支給量を獲得できるように申請する中身です。 (当会の弁護士のいない地域では地元若手弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)
<b>不服審査代理業務</b>	申請が棄却された場合や希望の時間数でなかった場合、都道府県知事に不服審査請求を代理人弁護士が行います。 (当会の弁護士のいない地域では地元若手弁護士に直接依頼して頂き、当会弁護士が地元弁護士にアドバイスします。)

## ヘルパー時間が少なくて困っている 障害者や難病患者のみなさまへ

必要なヘルパー時間数をきちんと受けるために地元の若手弁護士に変更申請の代理を依頼してみてください。障害ヘルパー制度の時間数アップのための申請代理などのノウハウのある東京他の弁護士が各地の若手弁護士向け勉強会を無料で行います。

今まで全国各地で障害者のヘルパー時間数アップの支援に取り組んできた弁護士が勉強会や講演会の企画を実施します。

●和歌山では ALS 患者（健常者の配偶者と 2 人世帯）のヘルパー支給量裁判で、裁判所は 1 日 21 時間以上の義務付けの判断を出し、介護保険の訪問介護と障害福祉の重度訪問介護をあわせ 1 日 22 時間の支給決定に変わりました。

●裁判をしなくとも、障害ヘルパーの支給量の変更申請を介護制度に詳しい弁護士に依頼して行うことで、障害状況や介護状況の詳しい資料を付けて申請することで、1 日 24 時間に近いヘルパー時間に増えた例が全国で多くあります。

※こういったノウハウを各地の障害者・地元弁護士・相談支援事業所・障害者団体などに伝えるための勉強会や講演会を行なっていく事になりました。

### 以下の条件にかなう場合、無料で講師派遣致します。

- 勉強会や講演会開催を全国各地で行うため、地域的な偏りがないこと
- ノウハウのある地元弁護士と一緒に育てることも目的のため、ご協力をいただけること（支給量の変更申請などを地元弁護士に担当してもらえるようになるため、勉強会に参加していただきたいので、実際に地元弁護士に障害者が依頼する相談をするなど）。
- 地元の障害者団体・相談事業所などを一緒に育てるこも目的のため、ご協力をいたただけること（勉強会に参加していただきたいので、実際に地元の相談支援事業所や障害者団体に障害者がヘルパー支給量アップ交渉の相談をする、勉強会への参加の依頼をするなど）。

(注：実際の交渉や変更申請は地元の弁護士や相談事業所・障害者団体などに依頼して障害者・患者も資料作りなどに協力して取り組んで頂きます。直接勉強会講師の弁護士等が依頼を受けることは原則としてありません。  
(地元弁護士への依頼は、有料です。弁護士の拘束時間やその内容によって料金は変わります)

### お問い合わせ

介護保障を考える弁護士と障害者の会 全国ネット  
【事務局】

東京都千代田区神田須田町 1 丁目 3 番地 第 9 N S ビル 9 階 藤岡毅法律事務所  
メール : [kaigohoshou@gmail.com](mailto:kaigohoshou@gmail.com) ホームページ : <http://kaigohoshou.info/>